

太田市告示第3号

令和7年12月26日付け（太田市告示第116号）で告示した太田農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第13条第4項において準用する法第11条第1項の規定により告示し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書を縦覧に供する。

太田市の住民は、法第13条第4項において準用する法第11条第2項の規定により、当該農業振興地域整備計画の変更案について下記縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる（提出された当該意見書の要旨及び処理の結果を法第13条第4項において準用する法第12条第1項の規定により公告する。）。

当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、法第13条第4項において準用する法第11条第3項の規定により、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和8年2月9日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和8年1月9日

太田市長 穂積 昌信

1 農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧期間

自 令和8年1月10日
至 令和8年2月 9日

2 農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧場所

新田庁舎農政部農業政策課
太田市新田金井町29番地